

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A県B市所在の会社C（以下「会社」という。）に事務員として勤務していたところ、平成○年○月○日、顧客のために中古車の名義変更手続を終え、普通乗用車を運転して帰社する途中、赤信号で停車していた際、後続の普通乗用車に追突され負傷した（以下「本件災害」という。）。

請求人は、同日、帰宅後にD医院に受診し「外傷性頸椎捻挫、胸背部打撲挫傷」と診断され、更にE病院に受診し「外傷性胸部症候群、外傷性頸部症候群」と診断されて、加療を続けた結果、平成○年○月○日、治ゆ（症状固定）となった。

請求人は、治ゆ後、障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害の程度は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第12級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分を行った。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第12級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人らは、左胸郭出口症候群について本件災害との因果関係を主張するとともに、残存する障害は障害等級第9級に該当する旨主張しているので、以下において検討する。

- (1) 請求人は、F医師作成の平成○年○月○日付け診断書及び同年○月○日付け診断書を根拠として、請求人の傷病は「左胸郭出口症候群」であり、その原因についても、同診断書記載のとおり、平成○年○月○日の交通事故である旨を主張する。この点、G医師は、平成○年○月○日付け意見書で、請求人が訴える症状が当該傷病によるものであることは否定しないものの、その原因については「外傷によって発生することはない疾患であり、今回の負傷との因果関係は考えられない。」と明確に述べている。当審査会では、胸郭出口症候群の発生機序とその病理を再検証し、両医師の所見を比較検討したところ、G医師が述べるように、外傷によって当該傷病が発症するためには「かなり強い外力が受傷時に加わったことが証明されなければならない」との意見は妥当であると思料する。本件災害において、請求人に当該部位へ強い外力がかかったとの事実を認める医証又は事故検証の記録はなく、また、受傷後の療養に係るD医院（平成○年○月○日～同年○月○日）及びE病院（平成○年○月○日～）の診療録にも、「外傷性の胸郭出口症候群を発病する原因となる筋断裂を示唆する記述はない」とされていることから、請求人が胸郭出口症候群にり患していることが事実であるとしても、本件災害との相当因果関係はないとした監督署長

の判断は妥当であると判断する。

(2) 次に、「外傷性頸部症候群」について、G医師は、上記意見書において、頸部の痛みや可動域制限の原因となっている可能性、左右上肢の愁訴に関与している可能性はあるが、著しい握力の低下まで生じることはないとの理由から、疼痛感覚障害とし障害等級第12級の12であると所見している。また、「脳脊髄液減少症」についても、H医師の平成○年○月○日付け意見書によると、障害等級第12級の12に相当するとされている。両者は、1個の神経系統の障害が部位をまたがって存在すると医学的にみなし得るものであり、「局部にがん固な神経症状を残すもの」（障害等級第12級の12）に該当するとした監督署長の判断は、当審査会としても妥当であると考える。

(3) なお、請求人は、請求人の症状が神経精神等内面の損傷症状であることを前提に、現行障害等級表の記載が請求人の症状に対応していないと主張するとともに、主治医と協議の上障害等級を評価すべき旨求めているが、認定基準及び障害等級は、今日の医学的知見等を踏まえて策定されたものであること、また、請求人の治ゆ時の障害状態を評価するための医証としては、監督署長及び審査官が収集した医証をもって十分判断し得るものであることから、請求人の主張は採用しない。

(4) 以上を総合すると、請求人に残存する障害は障害等級第12級の12に該当するものと判断する。

3 以上のとおりであるので、請求人に残存する障害は障害等級第12級を超えるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした障害補償給付の支給に関する処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。